

# 岡山市立市民病院 リウマチ教室

[瓦版]

2  
2026

岡山市立市民病院 リウマチセンター  
tel.086-737-3000(代) fax.086-737-3019

## -第316回-リウマチ患者さんの医療費について

はじめに

関節リウマチと診断され治療を受けている方は、慢性的な痛みなどの症状の他にも、仕事・家事などの日常生活に不便を感じたり、治療にかかる医療費や介護のことなど様々な不安が生じると思います。今回は、医療費に関する制度概要についてご紹介いたします。

### 高額療養費制度

**高** 額療養費制度とは、1ヵ月（1日～末日まで）に、医療機関や薬局の窓口で支払った保険診療分の医療費が自己負担限度額を超えた場合に申請ができます。

保険診療外の医療費や自費分（食事代、部屋代

など）は対象になりません。また、入院、外来、医療費ごとの計算になります。

### ◆限度額適用認定証について

「限度額適用認定証」提示することで、医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。自己負担限度額については、以下の表を参照下さい。

### 【70歳未満の場合】

	所得区分	自己負担限度額（月額）	多数該当（※1）
ア	年収約1,160万円～	252,600円+（医療費-842,000）×1%	140,100円
イ	年収約770～約1,160万円	167,400円+（総医療費-558,000円）×1%	93,000円
ウ	年収約370～約770万円	80,100円+（総医療費-267,000円）×1%	44,400円
エ	～年収約370万円	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

※1：直近12ヵ月間に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目以降と確認できる場合に適用されます。

〈申請窓口〉 国民健康保険・・・市町村役場の国民健康保険課 協会けんぽ・・・全国健康保険協会 都道府県支部  
組合保険・・・各事業所・組合の保険担当窓口

### 【70歳以上75歳未満の場合】

所得区分	割合	自己負担の1ヵ月の限度額		多数該当
		外来	入院	
現役並所得者Ⅲ	3割	252,600円+（医療費-842,000円）×1%		140,100円
現役並所得者Ⅱ		167,400円+（総医療費-558,000円）×1%		
現役並所得者Ⅰ		80,100円+（総医療費-267,000円）×1%		
一般	2割	18,000円	57,600円	44,400円
		[年間上限144,000円 ※2]		
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ		15,000円		

※2：年間（8月から翌7月まで）144,000円を上限とします。

## 【75歳以上の場合】

所得区分	割合	自己負担の1ヵ月の限度額		多数該当		
		外来	入院			
現役並所得者Ⅲ	3割	252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1%		140,100円		
現役並所得者Ⅱ		167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%		93,000円		
現役並所得者Ⅰ		80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円		
一般Ⅱ	2割	18,000円または {6,000円 + (総医療費 - 30,000円) × 10%} (※3) の低い方	57,600円	44,400円		
		[年間上限144,000円 ※2]				
一般Ⅰ	1割	18,000円			24,600円	
		[年間上限144,000円 ※2]				
低所得Ⅱ		8,000円	15,000円			
低所得Ⅰ						

※3：医療費が30,000円未満の場合は、30,000円として計算します。

## 難病医医療費助成制度

**患** 性関節リウマチと診断された場合、治療費の一部または全額が公費で助成されます。

## 〈申請窓口〉

住所地を管轄する保健所や保健福祉担当窓口

- 申請の際には、難病指定医が作成した臨床個人調査票が必要です。手続きを行うと、「特定医療受給者証」が交付されます。月額自己負担は、所得に応じて定められています。介護給付、訓練等給付、日常生活用具、補装具の支給等、必要と認められた障害福祉サービス等の利用ができます。

## 傷病手当金

**病** 気やけがの療養のために会社等を連続して3日間以上休んだ場合に、4日目以降、標準報酬日額の3分の2が健康保険組合等から支給される制度です。



## 〈申請窓口〉

協会けんぽ・・・全国健康保険協会 都道府県支部  
組合保険・・・各事業所・組合の保険担当窓口

- 給付期間は、支給開始日から1年6ヵ月までです。

## 医療費控除

**患** 者さん自身やその家族分も含めて、前年の1月1日～12月31日までの1年間に支払った医療費が10万円（ただし、総所得金額が200万円未満の場合は総所得金額等の5%の金額）を超えるとき、確定申告を行うことによって所得税が減税される制度です。

## 〈申請窓口〉

住所地を管轄する税務署

- ※医療費控除を申請する際、病院で受け取った領収書を添付する必要があります。また、通院にタクシーを利用した場合など交通費が医療費の一部として認められる場合がありますので、領収書などは保管しておきましょう。

## おわりに

今回ご紹介させていただいた各制度については、加入されている医療保険やお住まいの市町村によって内容が異なることがあります。

詳細については、各相談窓口または医療ソーシャルワーカーにお問い合わせください。

岡山市立市民病院

入院管理支援(PFM)センター 地域医療支援課

医療ソーシャルワーカー 光森 貴則

## 《参考資料》

厚生労働省 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuhoken/iryuhoken01/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/iryuhoken01/index.html)